

医療連携推進方針

1. 医療連携推進区域

岩手県釜石市・大槌町

2. 参加法人等

- (1) 医療法人楽山会（せいてつ記念病院）
- (2) 独立行政法人国立病院機構（釜石病院）
- (3) 医療法人仁医会（財団）（釜石厚生病院、釜石のぞみ病院）
- (4) 医療法人社団K F C（釜石ファミリークリニック）

3. 理念・運営方針

（理念）

釜石保健医療圏は、戦後の急速な工業化に伴う人口増加とその後の産業構造の変化に伴う若年人口の流出によって、他の地域よりも早期に人口減少と高齢化が進み、将来の日本の人口・医療問題が先取りして表面化している地域である。

しかし、人口増の時代に機能的に重複せず広範囲に慢性期医療をカバーできる複数の医療機関が設立されていることから、これらの医療資源を最大限活用し、医療機関相互の機能分担及び業務連携を推進し、回復期をはじめとする慢性期医療や在宅医療・介護事業との連携を図ることで、中長期的に持続可能な継続性のある慢性期医療・地域包括ケア・へき地医療提供体制を構築し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域医療構想の実現や地域医療の発展向上に資することを目的とする。

（運営方針）

医療機関が地域の医療ニーズを収集・把握しながら相互に医療機能の分担を図り、各種業務の連携と情報共有を進め、スタッフの質や経営の質の向上を図り、良質な医療を効率的かつ安定的に提供できる医療提供体制の構築を図る。

誰もが住み慣れた地域で切れ目なく適切な医療・介護・福祉サービスが受けられるよう、急性期からの受け皿としての回復期及び慢性期医療の提供に加え、在宅医療・介護事業との連携を図ることで、地域包括ケアシステムの充実を図る。

4. 病院等相互間の機能の分担及び業務の連携に関する事項及びその目標

(1) 医師の相互支援体制の構築

- ① 当法人の医療連携の主旨により、志のある医師を確保し、医療機関相互での診療援助を行うことで、各医療機関の機能向上を図るとともに、医師の待遇の改善を図り、さらなる人材確保を目指す。

(2) 具体的な交流体制づくり

- ① 安定した医療提供体制の確保を図るため、釜石市にゆかりのある医師等の早期帰郷や定年後も医

師の活躍の場を提供し、参加法人の医師として採用するなど、地域での診療に従事可能な体制の構築を図る。

- ② 地域医療連携推進法人が慢性期医療・在宅医療・介護事業との連携を行うことで、参加法人に勤務しながら在宅医療を志す医師を誘引し、全国に情報発信するなど、診療体制の充実に向けた体制構築を図る。

(3) 医療機能の分担及び業務の連携のための取組

- ① 参加法人の医療機能・役割については、診療報酬における届出入院基本料に基づく施設基準や各法人の医療提供範囲などにより位置づけることができるが、急速な人口減少、少子高齢化の状況下にあっても、引き続き患者の状態に応じた必要かつ十分な医療が効率的に受けられるよう、参加法人間での患者紹介・逆紹介並びに在宅医療・介護事業・地域ケアマネージャーなどからの患者紹介による一時入院・長期入院などの受入対応を行う。
- ② 地域医療連携クリティカルパスの導入・拡充を検討し、患者情報の共有による移動の円滑化を図る。
- ③ 参加法人が横断的に入退院調整を行うための機能の構築を図る。
- ④ 将来的には重症度、医療・看護必要度等による転院に係る基準の設定も視野に入れながら連携を強化する。

(4) 医療従事者の確保・育成のための仕組みづくり

- ① 医療の質の向上を図るため、各種研修会の共同開催や連携施設での開催を推進するほか、市民公開講座の共同開催や各医療機関・職種ごとの現場での取り組みの発表会などを共同で行うなど、医療従事者の育成に努める。
- ② 連携法人の魅力を広報するなど、医療従事者の採用活動におけるアピールポイントを広く周知しながら、人材の確保に向けた連携を強化する。
- ③ 参加法人の医療提供体制を維持・発展させるため、参加法人間の医療従事者の応援・派遣等を現状での可能な範囲内で行う。

(5) 医療機器等の共同利用に向けた仕組みづくり

- ① 高額医療機器の重複投資を抑制するため、参加法人間での共同利用に向けた仕組みづくりを推進する。
- ② 参加法人が保有する医療機器を活用し、共同利用することによる検査業務などの効率的かつ効果的な実施に向けた仕組みづくりを推進する。
- ③ 患者の転院や入院などに伴う診療データ、画像データを共有化するための仕組みづくりを推進する。

(6) 医薬材料、医薬品等の共同交渉、共同購入による経営効率化の取組

- ① 参加法人間でのスケールメリットを活かした医薬材料及び医薬品等の共同交渉、共同購入を進め、各法人の経営の効率化を図る。
- ② 各参加法人が採用している医薬品の共同購入の効果が期待できるが、現状では各種医薬品の供給が安定していないため、可能な範囲での共同購入を実施しつつ、経営効率の改善につながるかを検証しながら推進する。

(7) 病床の活用、診療所等との連携に向けた取組

① 地域医療連携推進法人の参加法人間においては、病床過剰地域においても病床の融通を行うことが可能であり、病床の増減がある場合においては、法人内での調整を検討する。

② 参加法人間の医師が共同で患者の治療を行う開放型病床事業を推進する。

(8) 在宅医療の充実のための取組

① 在宅医療の社会資源は乏しく、患者のニーズにどう応えるかが課題であるとされ、在宅医療の充実が求められているため、釜石ファミリークリニック・釜石市地域包括支援センター・訪問看護ステーション等との連携を推進し情報の共有化を進め、既存資源の活用による在宅医療・介護事業等の充実を図る。

② 参加法人の連携による入院治療後の在宅医療・介護事業等への橋渡しの役割を担う。

5. 介護事業・地域包括ケアの推進に資する事業に関する事項

(1) 病院等における在宅復帰の促進を図るためには、介護事業所・在宅医療等への患者の移動が円滑に行われるよう病院と介護施設との連携を推進する。

(2) 介護事業所の在宅復帰率の向上につながるよう、介護事業所を持つ参加法人間で連携を強化し、退所見込み向上に向けた施策の検討等の課題の解決を図る。

(3) 在宅介護・在宅医療を継続している場合でも、介護環境の著明な悪化や病状の進行による介護量の激増などがある場合に、ケアマネージャー・介護事業所・訪問看護ステーションなどからの要請があれば、参加法人において可能な入院治療などの対応を検討する。

入院治療を行った後は、入院が必要となった条件が改善された場合、在宅介護や在宅医療への復帰を目指す。